

平成16年(ネ) 損害賠償請求等控訴事件
控訴人
被控訴人 富士通労働組合

準備書面(7)

平成16年 9月 2日

東京高等裁判所 第 民事部 御中

控訴人

頭書事件について、控訴人は、下記の通り、弁論を準備する。

記

第1 被控訴人側の証人による虚偽の陳述(偽証)について

平成 年 月 日、原審裁判所である横浜地裁川崎支部第4号法廷において、本件事件に係る証拠調べ(証人尋問)が行なわれた。被控訴人(一審被告)側が同行させた証人2名のうち、訴外富士通株式会社(以下、「会社」という。)人事部社員の (以下、「S社員」という。)が、同法廷において虚偽の証言をした事実、すなわち法廷偽証の事実が明らかとなった。

この事実は、会社人事部出身の元従業員が著した「内側から見た富士通」(光文社刊)の中で、S社員本人自らの告白により、今回明らかにされたものである。(甲第63号証、本書の180頁及び181頁)

本件事件に関わる告白の内容は、以下の通りである。(以下、本文引用)

(注、「組合」とは、被控訴人のこと)

「実際、3年前に就業規則の副業禁止規定に反したという理由で、ある従業員が懲戒解雇になりました。少々重過ぎる処分のように思えましたが、その従業員が病気で休みがちだったのを、人事が気に入らなかったのです。明らかな加重処分です。しかも、組合は助けを求めてきた従業員を門前払いです。その従業員は組合と会社を相手に訴訟を起こしました。」(注、「従業員」=控訴人)

この裁判は、会社側の方がすぐに決着した。裁判で真っ向から争っては分が悪いと判断した会社側が、懲戒解雇処分を取り消し、和解を求めたからだった。

つまり、不当な処分だったと認めたことになった。では、その処分を認めた組合はいったい何をしていたのかという点が、その後の組合との裁判で争われた。

「実際は何もしちゃいません。彼らは退職手続きのときも顔すら出さず、組合脱退届けも人事の人間が無理やり嫌がる本人に署名させた。ただ、それでは組合としての義務不履行が明らかなので、組合の担当者が同席し、本人に退職について説明した上で、組合脱退届けに同意署名させた、というふうのでっちあげた。その担当者役として、ウソの証言をしたのは私です。」（注、「彼ら」=被控訴人。「本人」=控訴人。「私」=S証人）

彼はわざわざ（富士通）本社まで呼び出され、人事部長直々に出廷するよう業務命令を受けたという。（注、「彼」=S証人）

「さすがに、これはよくないんじゃないかと思いましたよ。出てもいない場に出たといい、してもいない説明をしたというのは、立派な偽証罪ですからね。」

だが躊躇する彼に対し、人事部長の言った言葉は、彼のそれまでの会社観をまるっきり覆すものだったという。（注、「彼」=S証人）

「組合はわれわれの仲間じゃないか。仲間を助けるために証言するのは立派なことだよ。」

結局、彼の証言が功を奏し、組合は人事部の全面支援の下、この元従業員をねじ伏せた。（注、「彼」=S証人。「元従業員」=控訴人）

上記の通り、被控訴人が会社と共謀した事実等、被控訴人がこれまで否定してきた主張に偽りがあったこと、本件事件に係る真相が少しずつ明らかとなってきた。しかしながら、詳細については、S社員本人の口から真実を明らかにする必要がある、今回の控訴審においては、原審において審理が不十分であった事実関係を明らかにし、厳格かつ適正に審理を尽くし、正確に事実認定がなされなければならない。

したがって、被控訴人側の証人が、法律に基づいて法廷で真実を述べることを宣誓したにもかかわらず（原審作成の調書に記載の通り）、故意または組織的に強要されて真実を偽り、自己の体験や記憶にない虚偽の証言を行なったことによって、控訴人（一審原告）に多大な不利益損害を与えた。このように控訴人の権利回復や救済は未だ図られていない状態にあり、訴訟上の経済的負担や精神的苦痛等を含め、控訴人の損害はさらに過重させられたのである。

なお、被控訴人と会社が共謀して共同不法行為を働き、真実を偽って本件訴訟に混乱を招いた行為は極めて悪質であり、原審裁判所を欺き、判決の基礎となる事実認定に重大な誤りを生じさせて、原判決を違法判決へと導いた被控訴人の罪状は極めて重いと言わなければならない。

第 2 証人の申請について

前記の通り、被控訴人側が申し出た証人の S 社員が、原審法廷において虚偽の陳述をした事実、真実を偽って偽証した事実を告白した。

原審の判断は、事実認定を根拠にしてなされ、事実認定や判断を誤った違法判決が下されたが、事実認定の重要な基礎となる証拠調べ（法廷証言）において、S 社員本人が真実に反する嘘の証言をした事実を認めて、偽証の事実が明らかとなった以上、本人の法廷証言による証拠調べを再度実施することにより、真実の究明が急務となる。

同時に、本人が作成名義人となっている「陳述書」（乙第 6 号証）と、原審書記官（ ）が作成名義人となっている証言内容が記録された「証人尋問調書」には、事実に反する誤りや虚偽の内容が記載されていることになり、早急に確認の上、誤りや虚偽の記載については速やかに撤回や内容訂正をする必要があり、これらは控訴審における今後の事実認定ないし判断の基礎となる証拠要件から即刻排除されなければならない。

したがって、本件控訴審において厳格かつ適正に審理を行なって、正しい判決へと導くためには、判断の前提たる事実認定を正しく行なう必要ないし義務があり、まずは偽証事実を認めた S 社員の法廷証言を速やかに実施して、本件事件に係る事実関係を明らかにすべく、別紙の通り、S の「証拠申立書」を提出する。

なお、S 社員には、被控訴人や会社から強要や強制といった拘束されない自由な状態を確保し、真実を述べることで本人に障害や不利益損害が及ばない配慮が必要である。そして、控訴審法廷においては、今度こそ真実の証言が実現されて、正しく事実認定がなされなければならない。

以 上